

幸区安全・安心まちづくり推進協議会要綱

(目的及び設置)

第1条 区民、地域団体、事業者、行政機関等の連携・協働により、地域で発生する空き巣、ひったくり、放火などの犯罪等を防止し、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を図るため、幸区安全・安心まちづくり推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 区民の防犯・防火意識の高揚・啓発に関すること。
- (2) 地域自主防犯・防火活動の推進に関すること。
- (3) 防犯・防火に関する情報を交換し、参加団体等相互の連携強化に関すること。
- (4) 幸区安全・安心まちづくり基本方針の作成に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第3条 推進協議会は、別表1に掲げる団体等から推薦された委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 会長その他の役員は、幹事会で推薦し、全体会で承認を得る。
 - 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第6条 推進協議会に顧問を置き、必要な助言等を行う。

- 2 顧問は、幸区長、幸警察署長、幸消防署長とする。

(会議)

- 第7条 推進協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長は、会長があたる。
- 2 会長が、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
 - 3 会長は、必要に応じて部会を置くことができる。

(幹事会)

- 第8条 推進協議会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2に掲げる団体の委員により構成する。
 - 3 幹事会に代表幹事を置き、会長がこれにあたる。
 - 4 代表幹事が必要と認めるときは、委員等の出席を求めることができる。
 - 5 代表幹事は、幹事会を招集し、その議長となる。

(事務局)

- 第9条 幸区役所危機管理担当に事務局を置き、推進協議会の庶務を処理する。
なお、幸警察署と幸消防署は、庶務の処理に協力するものとする。
- 2 事務局長は幸区役所危機管理担当課長をもってあてる。

(委任)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月25日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年6月24日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年6月21日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

No.	団 体 名
1	幸 区 町 内 会 連 合 会
	御幸地区町内会連合会
	南河原地区町内会連合会
	日吉地区町内会連絡協議会
2	幸 防 犯 協 会
3	幸 防 火 協 会
4	幸 防 犯 指 導 員 会
5	幸 女 性 防 犯 推 進 委 員 会
6	幸 少 年 補 導 員 連 絡 協 議 会
7	幸地域防犯連絡所協議会
8	幸 消 防 団
9	幸 区 社 会 福 祉 協 議 会
10	幸区民生委員・児童委員協議会
11	幸 商 店 街 連 合 会
12	日 吉 商 店 街 連 合 会
13	幸 区 P T A 協 議 会
14	幸区青少年指導員連絡協議会
15	幸 区 老 人 ク ラ ブ 連 合 会
16	幸区交通安全対策協議会
17	幸区交通安全母の会
18	幸交通安全協会
19	幸区交通部長連絡会
20	幸 区 子 ど も 会 連 合 会
21	幸 警 察 署
22	幸 消 防 署
23	幸 区 役 所

別表 2（第 8 条関係）幹事会参加団体

	団 体 名
1	幸 区 町 内 会 連 合 会
	御幸地区町内会連合会
	南河原地区町内会連合会
	日吉地区町内会連絡協議会
2	幸 防 犯 協 会
3	幸 防 火 協 会
4	幸 交 通 安 全 協 会
5	幸 警 察 署
6	幸 消 防 署
7	幸 区 役 所